

# 夫婦げんか… 子どもが見ていませんか？

子どもの前での夫婦げんか、パートナーや家族への暴力・暴言は  
面前DV(ドメスティックバイオレンス)と呼ばれ、子どもの心を傷付けてしまいます。  
面前DVは、子どもの健やかな成長や発達に影響する場合もあり、心理的虐待にあたります。



子どもの前での **夫婦げんか** や  
**家族への暴力・暴言** があるとこんな心配が…

常に緊張感を強いられ  
**安心感が育たない、  
他者を信頼できない**  
とされています

「自分は何もできない」  
「親を守ることができない」  
という**自責感や無力感**  
を感じることがあります

子どもが別の部屋にいたり、  
寝ていても、けんかの雰囲気  
が伝わることがあります



まだ分からないと思われるが  
ちな赤ちゃん(胎児)にも  
影響します

自分のやいて  
けんかしてるのかな

**不安**

**かなしい**



**こわい**

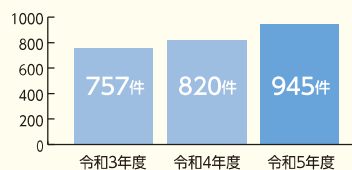
目から情報を処理する脳  
の部分が他の人に比べて  
小さくなると言われてい  
ます

**脳の成長に  
悪影響を  
及ぼします**



子ども自身が  
**暴力の加害者や  
被害者になる可能性**  
が高くなります

面前DVに係る  
児童虐待相談  
対応件数  
(北九州市)



男女共同参画局  
ホームページ

特集

DVと児童虐待



大人でもけんかすることありますよね。

**子どもの前でのけんか(暴力・暴言)になりそう… そんなときは**

- 口論になったら、いったん離れて、冷静になる。
- 意見が合わないことで話し合いをする時には、なるべく大人だけの場所や時間帯を選ぶ。  
など工夫してはいかがでしょうか。  
困った時は家族だけで抱え込まず、SOSを出してください。

北九州市では、お子さんの健やかな成長を願っております。  
夫婦関係での悩みや困ったことがある場合は、ご相談ください。  
(相談は裏面の各区子ども・家庭相談コーナーへ)



体罰等によらない子育てを広げよう！

# 体罰は、法律で禁止されています。

これらはすべて「体罰」といって、  
法律で禁止されている行いです。



たたく・ける



長時間の正座



どこかに  
とじこめられる

こんなことも、子どもの権利を  
侵害する行いです。



無視される



きょうだいと  
比べてけなす



産まれてきたこと  
を否定される

### 民法第821条

監護教育に際し、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び  
発達に程度に配慮しなければならず、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

## あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るためには情報提供(通告)がとても重要です！

「虐待かな…?」虐待かどうか分からなくても少しでも疑いがあれば、匿名でもかまいません。  
ためらわずにご連絡を!!

### 相談先

児童相談所 全国共通  
**3桁ダイヤル**

**いち はやく**  
**189**

お住まいの地域の児童相談所につながります

比較的軽度な虐待行為(手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど)

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8:30 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

門司区 **093-332-0115** 小倉北区 **093-563-0115** 小倉南区 **093-951-0115**  
 若松区 **093-771-0115** 八幡東区 **093-661-0115** 八幡西区 **093-642-0115**  
 戸畑区 **093-881-0115**

一時保護が検討される重篤な虐待行為(頭部の外傷や性的虐待の疑いなど)

子ども総合センター(北九州市児童相談所)

**093-881-4556**

子どもに関する相談に24時間365日対応します

24時間子ども相談ホットライン  
**093-881-4152**

困りごとや悩みを抱える子どもや、子育てに対する不安を抱える保護者の相談を受け付けています

親子のための相談LINE  
受付時間 10:00~20:00 (年末年始は除く)  
LINEはこちらから▶



※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心下さい。  
※緊急の場合は、警察 110 番に通報してください。